様式第１（第６条第１項関係）

区市町村文書番号

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名

年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、　年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額

　　金　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金交付申請額の内訳

（単位：円）



３　補助事業の内容及び経費明細

　　別紙１及び別紙２のとおり

様式第２（第７条第１項関係）

文書番号

区市町村名

　年　月　日付（区市町村文書番号）で申請のあった　年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金については、下記により交付する。

　年　月　日

東　京　都　知　事　名

記

第１　交付決定額

　　金　　　　　　　　　　　円

第２　補助事業の内容

　　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区市町村（以下「補助事業者」という。）の行う、補助金交付申請書に記載の事業計画に基づく事業とする。

第３　補助対象経費の配分額

補助対象経費の個別事業ごとの配分額は、補助金交付申請書に記載のとおりとする。

第４　通則

補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、この交付決定通知書に定めるもののほか、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第５　事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

２　前項の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

（１）補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

（２）補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

３　前項の規定による補助金の額の前項第１号又は第２号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第１項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

第６　申請の取下げ

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

第７　状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

第８　遂行命令等

　　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業を遂行すべきことを命じる。

２　補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命じることがある。

第９　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）又は補助事業の実施期間において会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書を知事に提出しなければならない。

第１０　補助金の額の確定

知事は、第９の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　前項の規定により交付すべき補助金の額は、個別事業の経費区分ごとの補助対象経費の２分の１以内の額の合計額又は交付決定額のいずれか低い額とする。

第１１　補助金の支払等

知事は、第１０の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなれければならない。

第１２　是正のための措置

知事は、第１０による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

第１３　交付決定の取消し

知事は、補助事業者又は助成対象者（いずれも委託先などの関係者を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、第１０の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第１４　補助金の返還

知事は、第５及び第１３の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

２　知事は、第１０の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる。

第１５　違約金及び延滞金の納付

知事が第１３の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、第１４の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

第１６　違約加算金の基礎となる額の計算

第１５第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第１７　延滞金の基礎となる額の計算

第１５第２項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第１８　補助金の経理等

補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

第１９　財産管理及び処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

３　補助事業者は、補助事業者又は助成対象者が、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊しし、又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ書面により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

４　前項の承認については、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）」（以下、「都財産処分承認基準」という。）に基づくものとする。なお、承認にあたり補助金相当額の納付を伴う場合は、原則として、補助事業者に対し都財産処分承認基準に基づき算出した返還額を請求するものとする。

５　補助事業者は、補助事業者又は助成対象者が第３項の承認を受けて財産を処分した場合は、取得財産等処分結果報告書（様式第１１－２）を知事に提出しなければならない。

６　補助事業者は、第３項の規定により承認を受けた助成対象者が当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を納付させることができる。

７　知事は、前項の場合又は第３項の承認により補助事業者が行った取得財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、補助金額を限度として、その全部又は一部を都に納付させることができる。

第２０　実施結果の企業化

補助事業者は、間接補助事業の実施結果のうち企業化が可能なものは、助成対象者をしてその企業化に努めさせなければならない。

２　補助事業者は、補助事業年度終了後５年間、毎会計年度終了後速やかに補助事業に係る過去１年間の企業化状況等について、書面により知事に報告しなければならない。

第２１　産業財産権に関する報告

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度終了後５年以内に出願し、又は取得した場合は、第２０第２項の規定による書面による報告にその旨を記載しなければならない。

第２２　収益の納付

補助事業者は、当該補助事業に基づく産業財産権の譲渡又は実施権の設定のほか、当該補助事業の実施結果により収益が生じたときは、都と協議しその収益を納付しなければならない。

第２３　補助事業者が助成対象者に補助金の交付決定をする場合に付すべき条件

補助事業者は、間接補助事業により助成対象者に補助金を交付する場合は、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（１）この交付決定通知書第６から第９まで、第１２から第１４まで及び第１８から第

２２までの規定の定めるところに準ずること。

（２）都及び補助事業者は、助成対象者に対し、補助事業の状況及び経理の収支等について、調査することができること。

第２４　補助事業者の事務処理

補助事業者は、間接補助事業の補助金に係る事務処理に当たり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）間接補助事業に係る補助要綱等を整備すること。

（２）補助金の交付決定及び額の確定に伴う完了検査を行う場合は、間接補助事業の内容について前号に規定する補助要綱等に基づき、適正な審査を行うこと。

第２５　間接補助事業に係る返還金の納付

　　補助事業者は、間接補助事業により助成対象者から補助金の返還を受けた場合には、当該返還金に係る都の持分を都へ返還しなければならない。

様式第３（第９条関係）

区市町村第　　　号

　　年　　月　　日

　　東　京　都　知　事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区　市　町　村　長　名

年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金変更承認申請書

年　　月　　日付　　産労商地第　　　号をもって交付決定を受けた標記事業について、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第９条の規定のとおり、変更の承認を申請する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　変更の内容

２　変更の理由

様式第４（第９条第４項関係）

第　　　　号

　年　　　月　　　日

区市町村長　殿

東京都知事名

　年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金

に係る補助事業の変更承認（＊不承認）について

年　　月　　日付　　　　第　　　号で申請のあった標記事業の内容変更について、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり承認（＊不承認と）する。

記

１　承認（＊不承認）内容

２　付帯条件

様式第５（第１０条第１項関係）

区市町村第　　　号

　　年　　月　　日

　　東　京　都　知　事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区　市　町　村　長　名

年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金中止承認申請書

年　　月　　日付　　産労商地第　　　号をもって交付決定を受けた標記事業について、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第１０条第１項の規定のとおり、中止の承認を申請する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　中止の内容

２　中止の理由

様式第６（第１０条第３項関係）

第　　　　号

　年　　　月　　　日

区市町村長　殿

東京都知事名

　　年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金

に係る補助事業の中止承認（＊不承認）について

年　　月　　日付　　　　第　　　号で申請のあった標記事業の内容変更について、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり承認（＊不承認と）する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　承認（＊不承認）内容

２　付帯条件

様式第７（第１１条関係）

区市町村文書番号

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名

　　年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

　年　月　日付（文書番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業の遂行状況について、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　交付決定年月日　　　　年　　月　　日

３　補助事業の概要及び遂行状況

　　別紙１のとおり

（単位：円）

４　補助対象経費の使用状況

※補助対象経費の明細は別紙２のとおり

様式第８（第１３条関係）

区市町村文書番号

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名

年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金に係る補助事業実績報告書

　年　月　日付（文書番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業が完了したので、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第１３条の規定により、下記のとおり補助事業の実績を報告します。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　交付決定年月日　　　　年　　月　　日

３　補助事業完了年月日

４　補助事業の成果

　　別紙「事業実績書」のとおり

５　補助事業に要した経費

　　別紙「事業実績書」のとおり

様式第８　別紙

**年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金事業実績書**

１　補助事業の成果

２　補助事業に要した経費

1. 補助事業に要した経費

（単位：円）



1. 補助対象経費の明細

　　　別紙２のとおり

1. 間接補助事業の場合の審査の状況

別紙３のとおり

様式第９（第１４条第１項関係）

文書番号

区市町村名

　年　月　日付（文書番号）により交付決定した年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金については、　　　年　月　日付（区市町村文書番号）をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金　　　　　　　　　　　円に確定する。

　　年　月　日

東　京　都　知　事　名

様式第１０（第１５条関係）

区市町村文書番号

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名

年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金請求書

　年　月　日付（文書番号）により確定通知のあった標記補助金に係る補助事業について、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第１５条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　金　　　　　　　　　　円

（請求額積算根拠）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 金　額 |
| 交付決定額 | 円 |
| 確定額 | 円 |
| 今回請求額 | 円 |
| 残額 | 円 |

様式第１１（第２３条第３項関係）

区市町村文書番号

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名

年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金に係る取得財産等処分承認申請書

　年　月　日付（文書番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業により取得した取得財産等の処分について、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第２３条第３項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称（間接補助事業の場合は間接補助事業の名称及び助成対象者の名称も記載すること）

２　処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日

３　処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）

４　処分予定の取得財産等の設置場所

５　処分予定方法

６　処分予定理由

様式第１１－２（第２３条第５項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村文書番号

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名

　年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金に係る取得財産等処分結果報告書

　　　年　　月　　日付　　　　　　第　　号をもって承認のあった取得財産等を処分しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　処分した取得財産等に係る補助事業の名称（間接補助事業の場合は間接補助事業の名称及び助成対象者の名称も記載すること）

２　処分した取得財産等の名称

３　処分年月日

４　事実を確認できる書類等（契約書、領収書等）

様式第１２（第２４条第２項関係）

区市町村文書番号

　　　年　　　月　　　日

東　京　都　知　事　　殿

区　市　町　村　長　名

年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金に係る補助事業企業化状況報告書

　年　月　日付（文書番号）により交付決定通知のあった標記補助金に係る補助事業に関し、　年度の企業化状況について、年度地域産業成長支援事業一般事業費補助金交付要綱第２４条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　企業化状況報告を行う対象の年度及び補助を実施した年度

　　　年度企業化状況報告書（補助年度　　年度）

２　補助事業の実施結果の企業化等の有無

（１）補助事業の実施結果の企業化　　　　　　　　　　有　・　無

（２）産業財産権の譲渡又は実施権の設定　　　　　　　有　・　無

（３）その他の補助事業の実施結果の他への供与　　　　有　・　無

（納付額については別紙明細表のとおり）